

和紙技術者育成支援事業

—No.56 東秩父村—

【事業の目的】

東秩父村で培われてきた手漉き（てすき）和紙技術を継承し、紙漉き職人の後継者となる人材を募集し、また育成・支援することを目的としています。

【事業の内容】

平成 28 年度において、「細川紙・大河原和紙体験研修会」を開催しました。この研修会に参加された方を対象に審査を行い、技術者研修生として受け入れます。

平成 29 年度から平成 31 年度までの 3 年間を研修期間とし、平成 29 年度は紙漉き基礎技術の習得などの研修を実施します。研修終了後、研修生は株式会社和紙の里への就職又は村内に起業することとしており、移住・定住まで目指しているものです。

【事業年度】

平成 28 年度～

【予算額(千円)】

9, 888 千円（平成 29 年度）

【財源】

一般財源（村）

【事業実施に至った背景・経緯】

細川紙は、東秩父村で古くから伝承されている国内産楮を原料とした伝統的な手漉き和紙です。その手漉き技術は昭和 53 年に国の重要無形文化財に指定され、平成 26 年にはユネスコ無形文化遺産に登録されました。

現在、東秩父村在住細川紙技術者協会正会員は 3 名で、後継者とされる研修員については一人もいない状況で、後継者の養成が急務であり、幅広く研修生

を募り育成する必要があることから、和紙技術者育成支援に取り組むこととしました。

【事業のPRポイント】

当事業は、指導者に細川紙技術者協会正会員を迎えての支援事業となるので原材料栽培から紙漉き技術まで実際に正会員が紙漉き作業を行う際の技術が学べる事業となっています。

【事業実績・成果・今後の展開】

＜平成 28 年度＞

「細川紙・大河原和紙体験研修会」を開催し、東秩父村で紙漉き職人を目指す方（研修生）を募集しました。その結果、応募者 4 名のうち面接の結果 3 名が合格し、体験研修会に参加されました。

＜今後の展開＞

平成 28 年度に開催した体験研修会に参加された 3 名について、将来的に東秩父村在住の紙漉き職人となり活躍できるように、平成 29 年度から 3 年間の研修を実施していきます。

【参考資料】

細川紙・大河原和紙技術者研修生支援事業要領及び研修計画

〔 連絡先 〕

教育委員会 生涯学習担当 0493（82）1230（内線171）

細川紙・大河原和紙技術者研修生支援事業要項

埼玉県東秩父村

1. 目的

細川紙は、秩父郡東秩父村で古くから伝承されている国内産楮を原料とした伝統的な手漉き和紙です。その技術は昭和53年に国の重要無形文化財に指定され、平成26年にはユネスコ無形文化遺産に登録されました。

当地域の手漉き和紙の歴史は古く、宝亀5年(774)正倉院文書に武蔵紙の記録が見られることから、約1,300年の歴史があるものと考えられています。その後、江戸時代になって当地域周辺で漉かれる和紙は、「大河原紙」と呼ばれていました。細川紙の名称が登場するのは江戸時代中期のことです。当時、紀州高野山麓の細川村(現在の和歌山県高野町)で漉かれていた丈夫な和紙がありました。これを受け入れ、細川という名で大消費地江戸向けに生産を始めたことで、この地域は和紙の一大産地として発展したものです。

現在、東秩父村在住細川紙技術者協会正会員は3名、後継者とされる研修員が一人もいない状況で、後継者の養成が急務であり、広く研修生を募り後継者として育成する必要があります。

東秩父村で培われてきた手漉き和紙技術を継承し、紙漉き職人の後継者となる人材を募集します。

2. 募集人数

2～3名

3. 応募資格

平成28年度細川紙・大河原和紙体験研修会に参加した方
(別紙1 研修会研修生募集要項参照)

4. 研修生として求める人物像

- (1) 心身ともに健康で、紙漉きに意欲と情熱のある方
- (2) 企画立案ができ、多くの方と接しながら物事の調整ができる方
- (3) 和紙におけるまちづくりを積極的に行える方

5. 研修内容

月20日程度の研修を行います。

研修場所は、東秩父村和紙の里施設内のほか紙漉き事業所や原料栽培の現場等となります。

研修内容	詳細
座学研修	細川紙・大河原和紙の歴史・特徴・用途等
基本的な和紙づくり研修	製造工程(和紙ができるまでの工程を学ぶ) 和紙の里関連業務(イベント・展示会サポート等)
原材料栽培	楮・トロロアオイ栽培・収穫

6. 研修期間

3年間(平成29年4月1日から平成32年3月31日までとする)

7. 研修指導者

細川紙技術者協会正会員 根岸光一氏、鷹野禎三氏

8. 研修終了者

研修終了後は、和紙の里に就職することができる。また、東秩父村内に起業することができる。

9. 研修生奨励金等

(1) 奨励金

月額150,000円

(2) 家賃・交通費助成

賃貸住宅に居住する場合は、月額50,000円を限度とし助成する。

交通費については自宅若しくは賃貸住宅から和紙の里までの交通費を助成する。

10. 研修終了後助成

3年間の研修終了後、和紙の里に就職する者及び東秩父村内で起業する者に対して村長が認めたものについては、研修終了後10年間月額上限10万円を助成する。

11. 応募方法・人選

(別紙1 研修会研修生募集要項参照)

12. お問い合わせ

東秩父村教育委員会事務局 恒木

住 所：〒355-0393 埼玉県父郡東秩父村大字御堂634

電 話：0493-82-1230

F A X：0493-82-1250

②細川紙・大河原和紙技術者研修生支援事業の研修計画について

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
平成29年度 (1年目)	内容	紙漉きの基礎技術の習得							大判での紙漉きの動きを習得					
	場所	和紙の里紙漉き家屋で実施予定							紙漉き事業所又は和紙の里製造所で実施予定					

※体験研修会で学んだ基礎技術を4月～9月の半年間をかけて身につけさせる。

※10月以降については大判実技を予定している。

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成30年度 (2年目)	内容	紙漉き事業所での研修、紙漉き技術の習得											
	場所	各紙漉き事業所											

※2年目には紙漉き事業所で紙漉き職人から指導をしてもらう

※平成29年度、平成30年度で基礎技術をしっかり身につける

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成31年度 (3年目)	内容	紙漉き技術の習得、商売の技術習得、接客について学ぶ											
	場所	和紙の里製造所											

※1、2年目で基礎技術を習得し、和紙の里での販売技術の研修・接客について学ぶ

※一定技術がなければ、和紙の里にも迷惑がかかるので1、2年目でしっかりと基礎を習得しなければならない

村での検討事項 : 手漉き和紙職人を途絶えさせず伝承していくには、空き家や公有地を利用して研修施設の計画も必要になってくる。今回受講した研修生に講師となってもらい研修生を育成するといったしくみを作る。
研修施設については、紙漉き用具一式を揃え、年間でいつでも紙漉きができる施設にする。